

第255回監査実務研究会

日本監査役協会「監査役監査基準」等の改定について

2021年12月22日（水）

（公社）日本監査役協会

企画部企画課 課長代理 小平 高史

Japan Audit & Supervisory Board Members Association

本日のアジェンダ

1. イントロダクション
2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント
3. CGコードの改訂ポイント一覧(監査役等関連以外)
4. 基準改定のポイント(会社法関連)
5. 基準改定のポイント(会計監査関連)
6. その他

1. イントロダクション

「基準」とは何か？（「ひな型」ではないのか）

【御参考：「監査役監査基準」と「監査役会規則（ひな型）」の違いについて】

監査役監査基準...前文の「経緯」や「改定の視点」等に記載されているように、当協会が監査の在り方や理念、基本的な視点を明示したもので、「ひな型」ではなく、「監査役は、本基準にのっとり、あるいは参考にして、監査を実施することが望まれる。」という趣旨の下に提唱する位置付けのものです。

監査役会規則（ひな型）...組織としての監査役会等を運営するための規則を各社で作成される際のモデル例です。

2021年7月13日公表「監査役会規則（ひな型）」等の改定について」より

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

①監査役等の選任等・報酬等について（コード）

【コード原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

【「投資家と企業の対話ガイドライン」3-10】

監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材が、監査役会の同意をはじめとする適切な手続を経て選任されているか。

【意見書】

さらに、監査の信頼性の確保に向けては、監査役が独立した客観的な立場から適切な判断を行うことが重要であり、こうした観点から、監査役が監査役会の同意などをはじめとする適切な手続を経て選任されることが重要である。

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

①監査役等の選任等・報酬等について（会社法上の権限（参考））

（監査役の選任に関する監査役の同意等）

第三百四十三条 取締役は、監査役がある場合において、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）の同意を得なければならない。

2 監査役は、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること又は監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。

3 監査役会設置会社における前二項の規定の適用については、第一項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは「監査役会」と、前項中「監査役は」とあるのは「監査役会は」とする。

4 第三百四十一条の規定は、監査役の解任の決議については、適用しない。

（監査役の報酬等）

第三百八十七条 監査役の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

2 監査役が二人以上ある場合において、各監査役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監査役の協議によって定める。

3 監査役は、株主総会において、監査役の報酬等について意見を述べることができる。

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

①監査役等の選任等・報酬等について（基準改定箇所）

監査役監査基準 第9条及び第12条 補足追加

監査等委員会監査等基準 第7条及び第11条 補足追加

＊実務手続きとしては、現行規定から変わるものではなく、修正は行っていないが、CGコード改訂の趣旨を補足に追加（監査等委員会監査等基準も同様）

【第9条補足】2021年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂により、原則4-4における監査役及び監査役会の役割・責務として監査役の選解任・報酬の決定に係る権限への言及が追記された。本改訂は、監査に対する信頼性の確保に向けた監査役の独立性の担保を強調するものであり、本条各項に掲げる選任手続等に対する主体的関与は重要性を増しているといえる。

監査等委員会監査等基準 第11条第2項 新設

監査等委員は、監査等委員の報酬等について意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会又は株主総会において意見を述べる。【Lv.3】

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

②監査役等の指名・報酬委員会への参加（コード）

【コード補充原則4-10①】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の 指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする ~~任意の指名委員会・報酬委員会など~~、独立した 指名委員会・報酬諮問委員会 を設置することにより、指名 ~~や~~ 報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

②監査役等の指名・報酬委員会への参加（基準改定箇所1/2）

監査役監査基準 第14条 【監査等委についても同旨】

3. 監査役は、~~が指名・報酬などに係る任意の~~諮問委員会等について、独立性確保の観点から参加を求められた場合には~~はに~~参加積極的に検討するものとする。【Lv.4】当該委員会に参加する場合には、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適正に判断を行う。【Lv.3】

【第3項補足】GC原則4－10、補充原則4-10①。独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することが求められるところ、独立性・客観性と説明責任強化の観点から各社の状況に応じて監査役を構成員に加えることも検討されうる。こうした前提を踏まえ、監査役が参加を求められたその際の対応について言及している。

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

②監査役等の指名・報酬委員会への参加（基準改定箇所2/2）

監査等委員会監査等基準 第46条

※監査等委員でない取締役の選任等・報酬等に対する意見陳述権の行使に向けた
監査等委員会における検討と指名・報酬委員会における議論との関係について

5. 会社独立社外取締役を主要な構成員とする~~任意の~~指名~~諮問~~委員会等が設置されている場合、監査等委員会は、~~当該委員会等の意見及び活動内容等について確認した上で、本条の意見を形成する。当該諮問委員会等が適切に行われているか否か等について説明を聞いたうえで、当該諮問委員会の意見及び活動内容に依拠して、本項の意見を形成することができる。【Lv.35】~~

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

③監査役の知識・経験・能力等に係る開示（コード）

【コード補充原則4-11①】

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

③監査役の知識・経験・能力等に係る開示（基準改定箇所）

監査役監査基準第10条

6. 監査役会は、候補者を含む各監査役の知識・経験・能力等について、自社の状況に応じて適切な開示が行われているかを検討し、必要があると認めたときは取締役会に対して意見を表明するものとする。【Lv.4】

【第6項補足】GC補充原則4-11①を踏まえた規定である。同原則において取締役につき求められているいわゆるスキル・マトリックスをはじめとするスキル等の組み合わせの開示については、コードの趣旨に照らし、各社の事情に応じて監査役を対象に含めることも考えられる。

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

④監査役等の投資家との対話への参加（コード）

【コード補充原則5-1①】

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または、社外取締役を含む取締役または監査役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

④監査役等の投資家との対話への参加（基準改定箇所）

監査役監査基準第15条 【監査委、監査等委についても同旨】

【第15条補足】~~本条は、監査役と株主等との対話について、監査役が株主等と対話を行っている実例があり、今後非業務執行役員としての監査役に対する期待が高まると考えられることから規定している。監査役と株主等との対話については、スチュワードシップ・コード指針4-1の脚注17、GC補充原則5-1①においてそれぞれ監査役を対話の相手方として追加する改訂がなされている。本条では、機関投資家が監査に関する事項等に関心事とし、監査役との対話を期待しているような場合の対応について規定している。「中長期目線の株主等」とは、いわゆるショートターミズムの株主ではなく、例えばスチュワードシップ・コードを採択し、顧客・受益者への長期的なリターンを確保するよう投資対象企業の中長期的な企業価値の向上への深い理解と関心をもっている機関投資家等が典型で、こうした株主は「会社のガバナンスの改善が実を結ぶまで待つことができる」（「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）」「経緯及び背景」第8項参照）者でもある。なお、監査役が実際に対話を行うに当たっては、IR部門等の関連部署と十分な連携を図り、株主等にとって判りやすい説明となるよう、会社全体としてできるだけ一貫性のある説明を確保することから「関連部署と連携して」と規定している。~~

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

⑤内部監査部門から監査役会に対して直接報告を行う仕組み（コード）

【コード補充原則 4－13③】

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

【意見書】

上場会社においては、取締役会・監査等委員会・監査委員会や監査役会に対しても直接報告が行われる仕組みが構築されること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携が図られることが重要である。

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

⑤内部監査部門から監査役会に対して直接報告を行う仕組み（基準改定箇所）

監査役監査基準 第38条

5. 監査役会は、本条に定める内部監査部門等との連携体制及び第21条に定める監査役会への報告体制等が実効的に構築され、かつ、運用されるよう、必要に応じて取締役会又は取締役に対して体制の整備に関する要請又は勧告を行う。【Lv.3】

【第5項参考】GC補充原則4-13③を踏まえた改定である。

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

⑥監査役に求められる経験・能力及び知識（※2018年改訂CGコード）

【コード原則 4－11】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

2. CGコードにおける監査役等関連改訂箇所と基準改定のポイント

⑥監査役に求められる経験・能力及び知識（基準改定箇所）

監査役監査基準 第10条 【監査委、監査等委についても同旨】

2. 監査役候補者の選定への同意及び監査役候補者の選定方針への関与に当たっては、監査役会は、任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討する。【Lv.3】~~なお、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任され、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されることが望ましい。なお、監査役のうち最低1名は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましい。【Lv.4】~~

3. CGコードの改訂ポイント一覧（監査役等関連以外） 1/2

1. 取締役会の機能発揮

- プライム市場上場企業において、独立社外取締役を3分の1以上選任（必要な場合には、過半数の選任の検討を慫慂）
- 指名委員会・報酬委員会の設置（プライム市場上場企業は、独立社外取締役を委員会の過半数選任） ※
- 経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル（知識・経験・能力）と、各取締役のスキルとの対応関係の公表 ※
- 他社での経営経験を有する経営人材の独立社外取締役への選任

2. 企業の中核人材における多様性の確保

- 管理職における多様性の確保（女性・外国人・中途採用者の登用）についての考え方と測定可能な自主目標の設定
- 多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表

※…既述

3. CGコードの改訂ポイント一覧（監査役等関連以外） 2/2

3. サステナビリティを巡る課題への取組み

- プライム市場上場企業において、TCFD 又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実
- サステナビリティについて基本的な方針を策定し自社の取組みを開示

4. 上記以外の主な課題

- プライム市場に上場する「子会社」において、独立社外取締役を過半数選任又は利益相反管理のための委員会の設置
- プライム市場上場企業において、議決権電子行使プラットフォーム利用と英文開示の促進

3. （補足）サステナビリティ経営に対する監査役等の対応

Q.SDGs・ESGを意識した経営への取組みに対し、監査（等）委員会としてどのように対応しているか
（監査等委員会実務研究会報告書「企業の健全なリスクテイクに対する監査等委員会の関与の在り方」アンケートより抜粋）

	全 体	機関設計	
		監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社
担当役員から直接の情報収集を行っている	82 19.1%	70 17.2%	12 52.2%
報告書作成部門等から直接意見を聞く等の機会を設定している	82 19.1%	72 17.7%	10 43.5%
関連事項についての説明が不足していると感じた場合に追加の対応を求める等、積極的に対応している	51 11.9%	48 11.8%	3 13.0%
執行側の取組みが不十分であると感じた場合には積極的な対応を促している	72 16.8%	66 16.3%	6 26.1%
特に対応していない	200 46.6%	197 48.5%	3 13.0%
その他	27 6.3%	25 6.2%	2 8.7%
全 体	429 100.0%	406 100.0%	23 100.0%

4. 基準改定のポイント（会社法関連）

①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（会社法条文）

（取締役の報酬等）

第三百六十一条

7 次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この項において同じ。）の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による第一項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでない。

一 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの

二 監査等委員会設置会社

4. 基準改定のポイント（会社法関連）

①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（基準改定箇所）

監査役監査基準第49条

監査役は、取締役会において会社法第361条第7項に定める取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することが求められる場合には、当該方針の決定プロセスや手続等が、法令に則って適切に行われているかを監視し検証しなければならない。【Lv.2】

監査等委員会監査等基準第47条

1. 監査等委員会は、会社法第361条第7項に定める取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に対する取締役会の決定プロセスや手続等が、法令に則って適切に行われているかを監視し検証しなければならない。【Lv.2】

2. 監査等委員会は、前項に定める決定に関する方針および取締役の個人別の報酬等の内容について、~~代表取締役その他の業務執行取締役の報酬等について~~、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するような適切なインセンティブ付けがなされているか、中長期的な業績と連動する報酬の割合が適切に設定されているか、現金報酬と自社株報酬が適切な割合で設定されているか、報酬の決定が公正かつ適切な手続を経ているか等について検討する。【Lv.3】監査等委員会としての意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会又は株主総会において当該意見を述べなければならない。【Lv.2】

4. 基準改定のポイント（会社法関連）

②補償契約、D&O保険契約についての手続の規律（会社法条文（抜粋））

補償契約（第430条の2）・・・「株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約」

役員等賠償責任保険契約（第430条の3）・・・「株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。（後略）」

4. 基準改定のポイント（会社法関連）

①補償契約、D&O保険契約についての手続の規律（基準改定箇所）

監査役監査基準第27条 【監査委、監査等委についても同旨】

1. 監査役は、次の取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。【Lv.2】

- 一 競業取引
- 二 利益相反取引
- 三 会社がする無償の財産上の利益供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む。）
- 四 親会社等又は子会社若しくは株主等との通例的でない取引
- 五 自己株式の取得及び処分又は消却の手続

六 会社法第427条に定める責任限定契約

七 会社法第430条の2に定める補償契約

八 会社法第430条の3に定める役員等のために締結される保険契約

2. 前項各号に定める事項取引等について、社内部門等からの報告又は監査役の監査の結果、取締役の義務に違反し、又はするおそれがある事実を認めたときは、監査役は、取締役に~~対するして~~助言又は勧告、~~取締役会の招集又は取締役の行為の差止めの請求を行う~~など、状況に応じ必要な措置を~~適時に~~講じなければならない。【Lv.2】

（以下略）

4. 基準改定のポイント（会社法関連）

③訴訟上の和解（会社法条文）

（和解）

第四百四十九条の二 株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

- 一 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）
- 二 監査等委員会設置会社 各監査等委員
- 三 指名委員会等設置会社 各監査委員

4. 基準改定のポイント（会社法関連）

③訴訟上の和解（基準改定箇所 1/2）

監査役監査基準第56条【監査委、監査等委についても同旨】

1. 監査役は、株式会社が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解の同意に際し、監査役会にて協議を行う。【Lv.3】
2. 前項の和解への同意の当否判断に当たって、監査役は、代表取締役、被告取締役及び関係する取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴する。【Lv.3】監査役は、和解への同意の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管する。【Lv.3】

4. 基準改定のポイント（会社法関連）

③訴訟上の和解（基準改定箇所 2/2）

監査等委員会監査等基準第55条 【監査委についても同旨】

1. 監査等委員~~会~~は、株主代表訴訟について原告株主と被告取締役との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告がなされた場合には、速やかに監査等委員会においてその対応について審議し、和解に異議を述べるかどうかを判断しなければならない。審議のうえ、和解に異議を述べるかどうかを決議し、その結果を取締役会に報告しなければならない。【Lv.2】

2. 前項の訴訟上の和解の当否判断に当たって、監査等委員会は、代表取締役、被告取締役及び、関係する取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴する。【Lv.3】監査等委員会は、訴訟上の和解の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管する。【Lv.3】

4. 基準改定のポイント（会社法関連）

④株主総会参考書類等の電子提供制度（会社法条文）

（電子提供措置をとる旨の定款の定め）

第三百二十五条の二 株式会社は、取締役が株主総会（種類株主総会を含む。）の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（以下この款において「株主総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいう。以下この款、第九百十一条第三項第十二号の二及び第九百七十六条第十九号において同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

- 一 株主総会参考書類
- 二 議決権行使書面
- 三 第四百三十七条の計算書類及び事業報告
- 四 第四百四十四条第六項の連結計算書類

※本条文は未施行（2022年9月1日に施行される旨12月14日に閣議決定）。

4. 基準改定のポイント（会社法関連）

④株主総会参考書類等の電子提供制度（基準改定箇所）

監査役監査基準 第63条【監査委、監査等委についても同旨】

1. 会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる旨の定款の定めがある会社において、会社法第325条の5第3項に基づき電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項を定款において定めようとしている場合には、監査役は、当該事項について検討し、必要があると認めたときは、異議を述べる。【Lv.3】
2. 前項の定款の定めに基づき電子提供措置事項記載書面に記載しないこととされた事項について、監査役は、当該事項が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告又は計算書類若しくは連結計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である場合には、その旨を株主に対して通知すべき旨を取締役に請求することができる。【Lv.5】

※本条文は現時点では基準には含めず、末尾に添付する形で公表。

5. 基準改定のポイント（会計監査関連）

①監査上の主要な検討事項（KAM）

【監査基準 第四 報告基準 七 監査上の主要な検討事項】

1 監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から特に注意を払った事項を決定した上で、その中からさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定しなければならない。

2 監査人は、監査上の主要な検討事項として決定した事項について、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、監査上の主要な検討事項の内容、監査人が監査上の主要な検討事項であると決定した理由及び監査における監査人の対応を監査報告書に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には記載しないものとする。

5. 基準改定のポイント（会計監査関連）

①監査上の主要な検討事項（KAM）

【「投資家と企業の対話ガイドライン」3-11】

監査役は、業務監査を適切に行うとともに、監査上の主要な検討事項の検討プロセスにおける外部会計監査人との協議を含め、適正な会計監査の確保に向けた実効的な対応を行っているか。監査役に対する十分な支援体制が整えられ、監査役と内部監査部門との適切な連携が確保されているか。

5. 基準改定のポイント（会計監査関連）

①監査上の主要な検討事項（KAM）

監査役監査基準 第48条 【監査委、監査等委についても同旨】

【補足】監査人の監査基準の改訂により、金融商品取引法上の監査人の監査報告書において監査上の主要な検討事項(KAM)の記載が義務付けられることとなった一方、会社法上の会計監査人の監査報告書における記載は任意である。会社法上の会計監査人と金商法上の監査人は通常同一であり、会社法上の監査と金商法上の監査、及び両者における監査役等との連携は実務上一体として実施されている。また、KAMは従来の監査役等と(会計)監査人とのコミュニケーションを抜本的に変えるものではなく、KAMに関するコミュニケーションは本条各項に記載されている連携に包含されると考えられる。こうした理由から、本基準ではKAMについて言及していない。

5. 基準改定のポイント（会計監査関連）

②「その他の記載内容」

【監査基準 第四 報告基準 八 その他の記載内容】

1 監査人は、その他の記載内容を通読し、当該その他の記載内容と財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討しなければならない。また、監査人は、通読及び検討に当たって、財務諸表や監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容についても、重要な誤りの兆候に注意を払わなければならない。

2 監査人は、その他の記載内容に関して、その範囲、経営者及び監査役等の責任、監査人は意見を表明するものではない旨、監査人の責任及び報告すべき事項の有無並びに報告すべき事項がある場合はその内容を監査報告書に記載しなければならない。ただし、財務諸表に対する意見を表明しない場合には記載しないものとする。

5. 基準改定のポイント（会計監査関連）

②「その他の記載内容」

監査役監査基準第48条 【監査委、監査等委についても同旨】

2. 監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うとともに、~~。~~【Lv. 3】事業報告及びその附属明細書の内容の確認等に係るスケジュールについても確認のうえ調整に努める。
。【Lv. 4】

【第2項補足】監査人の監査基準の改訂により、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容（「その他の記載内容」）に対する監査人の対応として、従来要求されていた通読と財務諸表との重要な相違の識別に加えて、監査の過程で得た知識との比較、その他の記載内容における重要な誤りの兆候に注意を払うこと、監査報告書において見出しを付した独立した区分でのその他の記載内容に関する報告を常に行うことが求められることとなった。会社法上の監査において、その他の記載内容は事業報告及びその附属明細書となることから、その入手時期の調整や早期段階での草案提供による内容の確認のほか、監査役等及び会計監査人の監査報告書日を含むスケジュールの調整をはじめとする平時からのコミュニケーションがより一層重要となる。

6. その他の改定ポイント

- 1 前回改定時に監査役監査基準においてのみ記載した「補足」「参照」を監査委員会監査基準、監査等委員会監査等基準においても記載
- 2 監査役監査基準第6章「業務監査」について条文構成を再検討（他の機関設計と同様の形に修正）
- 3 監査役監査基準において「特定監査役」に係る条項を単一の条文に整理、監査委員会監査基準、監査等委員会監査等基準において「選定監査（等）委員」、「特定監査（等）委員」を区別した上で条項を再整理

6. その他の改定ポイント (監査役監査基準第6章「業務監査」の条文構成の再検討)

【改定前】

- 第21条 取締役の職務の執行の監査
- 第22条 取締役会等の意思決定の監査
- 第23条 取締役会の監督義務の履行状況の監査

【改定後】

- 第22条 取締役の職務の執行の監査
 - …取締役が行う全ての行為に対する監査についての総則的規定
- 第23条 業務執行取締役の職務執行の監査
- 第24条 監査役会等における取締役の報告及び取締役会における意思決定の監査
 - …業務執行取締役のみならず社外取締役も含む取締役会での意思決定の監査

ご静聴ありがとうございました。